

バミューダ諸島

1. サマリー

(1) 個人情報の保護に関する制度の有無

個人情報の保護に関する制度は、包括的な法令としても、個人情報の提供先に適用される個別の分野の法令としても存在しない。

なお、個人情報の保護に関する包括的な法令として **Personal Information Protection Act 2016** が 2016 年 6 月 27 日に成立し、現在部分的に施行されているが、個人情報の保護に関する規定は未施行である。具体的な時期は不明であるものの、今後全面的に施行される見通しである。

(2) 個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報

EU の十分性認定：なし

APEC の CBPR システム：なし

(3) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利

OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利については、以下のとおり。

- ① 収集制限の原則：該当する規定は不見当である。
- ② データ内容の原則：該当する規定は不見当である。
- ③ 目的明確化の原則：該当する規定は不見当である。
- ④ 利用制限の原則：該当する規定は不見当である。
- ⑤ 安全保護の原則：該当する規定は不見当である。
- ⑥ 公開の原則：該当する規定は不見当である。
- ⑦ 個人参加の原則：該当する規定は不見当である。
- ⑧ 責任の原則：該当する規定は不見当である。

(4) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度

- 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの

—

- 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの

Companies Act 1981

会社に対し、会社法（Companies Act 1981）違反の調査のため、検察庁に個人情報を含む帳簿・文書の提出を義務付け。

2. 個人情報の保護に関する制度の有無

個人情報の保護に関する制度は、包括的な法令としても、個人情報の提供先に適用される個別の分野の法令としても存在しない。

なお、個人情報の保護に関する包括的な法令として Personal Information Protection Act 2016 が、2016 年 6 月 27 日に成立し、現在部分的に施行されているものの、個人情報の保護に関する規定は未施行である。具体的な時期は不明であるものの、今後全面的に施行される見通しである。

3. 個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報

バミューダ諸島は、EU の GDPR に基づく十分性認定を取得していない。

また、バミューダ諸島は、APEC の CBPR システムには加盟していない。

4. OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利

バミューダ諸島には、包括的な法令としても、個人情報の提供先に適用される個別の分野の法令としても、個人情報の保護に関する法令は存在せず、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利を根拠付ける規定に該当する規定は不見当である。

5. その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度

(1) データ・ローライゼーション規制 ①域内での保有・保管義務

個人情報・個人データを域内で保有・保管することを義務付ける法令は、見当たらない。

(2) データ・ローライゼーション規制 ②域外移転の制約による実質的な域内保持義務

個人情報・個人データの域外移転を制約することにより実質的に域内で保有・保管

することを義務付ける法令は、見当たらない。

(3) ガバメントアクセス

ガバメントアクセスを根拠付ける法令として、**Companies Act 1981** が存在する。

Companies Act 1981 は、276 条において、検察庁長官による大臣への申出により、大臣は、同法に基づく違反が行われた可能性があり、当該違反の実行に関する証拠が、会社の、又は会社が管理する帳簿・文書にあると思料する場合、当該帳簿・書類の全部又は一部を提示するよう文書で命ずることができるとしている。